

広島県告示第六百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、一般旅券の発給等に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十六年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
呉市	呉市中央四丁目一番六号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
竹原市	竹原市中央五丁目一番三五号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
三原市	三原市港町三丁目五番一号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
尾道市	尾道市久保一丁目一五番一号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
福山市	福山市東桜町三番五号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
府中市	府中市府川町三二五番地	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
三次市	三次市十日市中二丁目八番一号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
大竹市	大竹市小方一丁目一番一号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日
東広島市	東広島市西条栄町八番二九号	平成二六年一〇月二九日 (平成二六年一月一日) 平成二七年三月三十一日

